**令和５年度　事業継続力強化計画策定支援金**

**【申請要領】**

|  |
| --- |
| **（募集期間）**  **受付開始： 令和５年１０月　２日（月）**  **受付締切： 令和５年１２月２８日（木） ［締切日当日消印有効］**  **（申請書類一式の提出先・問い合わせ先）**  　　山梨県商工会連合会　事業継続力強化計画策定支援金事務局  　　　〒400-0035　甲府市飯田2-2-1 中小企業会館3階　　電話番号　055-235-2115  　　◇**申請書類一式は、郵送等によりご提出ください。**  ※送付のみ受付（持参は不可）。送付時の封筒の表には、**「事業継続力強化計画策定支援金係る申請書類在中」**とお書きください。  ※簡易書留やレターパックなど郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。  ◇問い合わせの対応時間は、9：00～12：00、13：00～17：00（土日祝日除く）となります。  　　　（本公募要領および下記の特設ホームページ掲載情報（随時更新します）をご覧いただき、そのうえでご不明な点があれば、お問い合わせください。）採択案件については、ＨＰに掲載いたします。  なお、審査状況や支援金支払日等個別の内容についてのお問い合わせは、ご遠慮ください。  **（ご注意・ご連絡）**  ◇本支援金は、給付金ではありませんので、審査があり、不採択になる場合があります。  ◇**山梨県内に本店の所在地を有し事業を営んでおり、事業継続力強化計画の認定を受け、支援要件を満たした者が申請できます。**  ◇申請の際、提出書類に漏れがないよう十分ご注意ください。  ◇政府（中小企業庁）によれば、支援金申請のコンサルティングを行う事業者が、支援金への申請を代行すると称し、作業等にかかる費用等と乖離した成功報酬等の費用を中小企業・小規模事業者等に請求する事例が報告されているとのことです。十分にご注意ください。  本支援金は、中小企業者等自らが災害等の緊急事態における事業の継続や早期復旧を可能とするため、事業継続力強化計画を策定する事業者に対して、支給するものです。計画策定に当たって外部のアドバイスを受けること自体は問題ありませんが、上記趣旨に沿わない申請は採択の対象となりませんのでご注意ください。  　◇支援金申請者は、支援金申請に関係する帳簿および証拠書類を５年間（＝令和１１年３月３１日まで）、山梨県や国の補助金等の執行を監督する会計検査院からの求めがあった際、いつでも提示できるように保管しておかなければなりません。この期間に、山梨県や会計検査院による実地検査等が実施される可能性があり、支援金を受けた者の義務として応じなければなりません。また、検査等の結果、仮に、支援金の返還命令等の指示がなされた場合には従わなければなりません。  　◇申請・支援金申請者は、本申請要領やウェブサイト等の案内に記載のない細部については、支援金事務局からの指示に従うものとします。  ◇本公募要領は、山梨県商工会連合会特設ホームページ  ([http:/www.shokokai-yamanashi.or.jp/info/jigyou\_keizoku.html](http://www.shokokai-yamanashi.or.jp/info/jigyou_keizoku.html))からダウンロードできます。 |

**令和５年８月**

**山梨県商工会連合会**

**Ⅰ．本事業について**

**１．事業の目的**

　山梨県内に本店の所在地を有し事業を営んでいる中小企業者等が、災害等の緊急事態における事業の継続や早期復旧を可能とするため、中小企業者等が策定した事業継続力強化計画の策定前後に要する経費の一部を補助するものです。

**２．支援対象者**

　本事業の支援対象者は、関東経済産業局から事業継続力強化計画の認定を受けることができる事業者です。具体的には下記のとおりです。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 業種分類 | | 中小企業等経営強化法第２条第１項の定義 | |
| 資本金の額又は出資の総額 | 常時使用する従業員の数 |
| 製造業その他\* | | ３億円以下 | ３００人以下  又は |
| 卸売業 | | １億円以下 | １００人以下 |
| 小売業 | | ５千万円以下 | ５０人以下 |
| サービス業 | | ５千万円以下 | １００人以下 |
| 政令指定業種 | ゴム製品製造業\*\* | ３億円以下 | ９００人以下 |
| ソフトウェア業又は情報処理サービス業 | ３億円以下 | ３００人以下 |
| 旅館業 | ５千万円以下 | ２００人以下 |

\*「製造業その他」は、上記「卸売業」から「旅館業」まで以外の業種が該当します

\*\*自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く

「中小企業者等」に該当する法人形態等について

企業組合、協業組合、事業協同組合等についても、下記に該当する者は認定を受けることができます。

① 個人事業主

② 会社（会社法上の会社（有限会社を含む。）及び士業法人）

③ 企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合（「工業組合」「商業組合」を含む。）、商工組合連合会（「工業組合連合会」「商業組合連合会」を含む。）、商店街振興組合、商店街振興組合連合会

④ 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会、技術研究組合

※①、②については、上記表に該当する必要があります。④については、構成員の一定割合が中小企業であることが必要です。

※①個人事業主の場合は開業届が提出されていること、法人（②～④）の場合は法人設立登記がされていることが必要です。

**３．支援金受給要件**

　次の（１）～（５）に掲げる要件を全て満たす事業者であることとします。

（１）山梨県が指定する「事業継続力強化計画策定セミナー」を受講したこと。

　・対象となるセミナーは下記ホームページ記載のとおりです。

URL　<https://www.pref.yamanashi.jp/shouko-kik/jigyokeisien.html>

　・セミナー参加者は、会社で常時使用する従業員又は役員である必要があります。

・上記セミナーを受講していない場合は、計画認定を受けても支援金支給の対象外となります。

・計画認定を受ける事業者ごとに、セミナーを受講する必要があります。（セミナー出席者１名によって複数の事業所の計画を策定した場合であっても、支援金の申請はセミナー申込があった１社分のみに限られます。複数の事業所の計画認定及び支援金受給をする場合は、その事業所ごとに従業員等がセミナーを受講してあることが必要です。）

（２）上記（１）のセミナーを受講した後に、次の①及び②について検討・確認した上で、「単独型」又は「連携型」の事業継続力強化計画を策定し、関東経済産業局の認定を受けたこと（注）。

　①事業継続力強化計画には、自然災害等への対応のほか、**感染症対応の内容を明記する必要があります**。

　②災害等に備え、**いち早い復旧と事業活動を継続するために必要となる資金の調達手段（損害保険等）を確認し、対策を検討する必要があります**。

（注）

　・関東経済産業局への認定の申請日が、上記（１）のセミナー受講日以降である必要がありま

す。

・事業継続力強化計画の認定を受けるためには、「事業継続力強化計画電子申請システム」か　ら申請する必要があります（「連携型」を除く）。

（<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/application.html#jigyo>）

・電子申請には、GビズIDアカウント（gBizIDプライムもしくはgBizIDメンバー）が必要です。アカウントの取得には２週間程度かかりますので、計画的に早めに取得してください。

（<https://gbiz-id.go.jp/top/>）

※計画策定の開始と同時に、GビズIDの取得に着手することを推奨します。

（３）１回目（初めて）の事業継続力強化計画認定であること。

　・２回目以降の申請による認定、現在実施期間中となっている事業継続力強化計画の変更申請による認定は対象外です。

（４）１事業者につき１回限りの支援金申請であること。

　　・「連携型」であって複数の事業継続力強化計画に関わっている場合であっても、支援金の申請は１事業者当たり、１回限りです。

（５）次の全ての要件を満たしていること。

1. 山梨県の県税の滞納がないこと。
2. 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等でないこと。
3. 暴力団又は暴力団員の統制下にある団体等でないこと。
4. 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律で規制される性風俗関連特殊営業でないこと。
5. 営業に関して必要な許認可等を取得していること。
6. 過去に国、都道府県、市町村等からの補助、助成、給付等に関し、不正等の事故を起こしていないこと。
7. 過去２年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。
8. 過去６か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。
9. 次の申立てがなされていないこと。

（ⅰ）破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条に基づく破産手続き開始の　申立て

（ⅱ）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に基づく更生手続開始の申立て

（ⅲ）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づく再生手続開始の申立て

1. 債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。
2. 事業内容に関係する法令・条例・規則等を遵守していること。
3. その他、支援金の趣旨・目的に照らして適当であると知事が判断するもの。

**４．支援金給付額**

１事業者当たり10万円

**５．申請手続**

（１）受付期間と手続きの流れ

受付開始：令和５年１０月　２日（月）

　受付締切：令和５年１２月２８日（木）［締切日当日消印有効］

（２）山梨県商工会連合会（支援金事務局）への申請書の提出先・問い合わせ先

　　山梨県商工会連合会　事業継続力強化計画策定支援金事務局

　　　　　〒400-0035　甲府市飯田2-2-1 中小企業会館3階 　電話番号：055-235-2115

　　　　　◇**申請書類は、郵送等によりご提出ください（送付のみ。持参は受け付けません）。**

※簡易書留やレターパックなど郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

◇問い合わせ等は、事務局にて受け付けます。

問い合わせ等の受付時間は、9：00～12：00、13：00～17：00（土日祝日除く）です。

（３）提出資料

　　　　Ⅱ．申請時提出資料で定める提出資料（Ｐ.４）を「山梨県商工会連合会　事業継続力強化計画策定支援金事務局」に提出してください。

　　　　なお、必要に応じて追加資料の提出および説明を求めることがあります。また、申請書類等の返却はいたしません。

（４）申請件数

　　　　同一事業者からの申請は１件を上限とします。

**６．審査**

（１）審査方法

　　「３.支援金受給要件」を満たしているか、提出書類で審査します。書類に不備があると審査できませんので、ご注意ください。

（２）結果について

　　採択された事業者は、商工会連合会HPに公表するとともに、支援金を申請者の指定口座へ振

込みます。

　　支援事業者名、所在地（番地を除く）、法人番号（法人の場合）について公表します。

**※審査結果の内容についての問い合わせには応じかねます。**

**７．その他**

　①本支援金は、感染症対策及び防災・減災に資する取り組みに対して支給するものです。

　②計画策定後は、実際に被災（感染拡大）した場合を想定した、継続的な社内研修等が重要です。単なる計画作りで終わるのではなく、被災時に活用できる実践的な計画となるよう、社内研修や訓練などを実施してください。

③事業継続力強化計画の内容について、本県の防災・減災施策、感染症対策推進のため、必要に応じて成果の発表、事後アンケートへの回答、事例集の作成等への協力を依頼する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

**Ⅱ．申請時提出資料**

（ご自身での確認のため、用意できた提出物の□に☑（チェック）を付けましょう。）

| 区分 | 提出物 | 必要部数 | 備考 |
| --- | --- | --- | --- |
| 申請者全員  【必須】 | □①事業継続力強化計画策定支援金交付申請書  （様式第１号） | 原本１部 |  |
| □②誓約書  　（様式第２号） | 原本１部 | 全てのチェック項目を満たす必要があります。 |
| □③事業継続力強化計画認定申請書 | 写し１部 | ◇関東経済産業局へ認定申請した書類を提出してください。  ※申請システムから取得できます。 |
| □④事業継続力強化計画認定書類 | 写し１部 | ◇関東経済産業局が発行した、事業継続力強化計画の認定書類を提出してください。  ※申請システムから取得できます。 |
| □⑤認定を受けた事業継続力強化計画の記載内容がわかる書類 | 写し１部 | ◇認定を受けた事業継続力強化計画の内容がわかる書類を提出してください。  ※感染症対応の対策について記載があること、１回目（初めて）の計画認定であることなどを確認します。 |
| □⑥県税に未納がないことの証明書 | 原本１部 | ◇発行から３か月以内のものを提出してください。 |
| □⑦法人税確定申告書（別表一・別表四（直近１期分））  【法人の場合】 | 写し１部 | ◇税務署受領印があるもの又は電子申告の受信通知写し等があるものを提出して下さい。  ◇開業して間もなく、一度も確定申告していない場合は、税務署受領印がある開業届を提出してください。 |
| □⑧確定申告書（第一表・第二表）  【個人の場合】 | 写し１部 | ◇税務署受領印があるもの又は電子申告の受信通知写し等があるものを提出して下さい。  ◇開業して間もなく、一度も確定申告していない場合は、税務署受領印がある開業届を提出してください。 |
| □⑨振込先の通帳の写し |  | ◇通帳のオモテ面と通帳を開いた１・２ページ目を提出してください。  ※金融機関名、支店名、口座番号、預金者の名義を確認します。 |

（様式第１号）

記入日：令和　　年　　月　　日

山梨県商工会連合会　会長　殿

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 郵便番号 |  | | |
| 住　　所 |  | | |
|  | | |
| 名　　称 |  | | 印 |
| 代表者の役職 |  | |
| 代表者氏名  （姓／名） |  |  |
| 電話番号 |  | | |

事業継続力強化計画策定支援金交付申請書

　事業継続力強化計画策定支援金申請要領に基づき、次のとおり関係書類を添えて提出します。

なお、関係書類に虚偽や不正がないことを申し添えます。

記

支援金申請額　金１００，０００円

支援金の振込先（申請者名義の口座）

　　振込先金融機関名　　　　　　　　　　 支店名

預金種別（ 当座 ・ 普通 ）

（フリガナ）（　 　　　　　　　）

　　口座名義　　　　　　　　　 　　　 口座番号

（様式第２号）

誓 　　約 　　書

私は、事業継続力強化計画策定支援金を交付申請するに当たり、受給要件をすべて満たしていることを確認し、誓約します。

なお、必要がある場合は、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

※確認欄は、□に☑（チェック）すること

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認欄 | Ｎｏ | 内容 |
| □ | １ | 山梨県が指定する「事業継続力強化計画策定セミナー」を受講しました。  ＜確認ポイント＞  ・山梨県が指定したセミナー（令和５年８～９月開催）のいずれかを受講していること |
| □ | ２ | セミナー受講後に事業継続力強化計画を策定し、関東経済産業局の認定を受けました。  ＜確認ポイント＞  ・関東経済産業局への認定申請日が、セミナー受講日以降であること |
| □ | ３ | 事業継続力強化計画に、感染症対応の内容を明記しました。  ＜確認ポイント＞  ・「事業継続力強化に資する対策及び取組」に、感染症について記載してあること |
| □ | ４ | いち早い復旧と事業活動を継続するために必要となる資金の調達手段（損害保険等）を確認し、対策を検討しました。  ＜確認ポイント＞  ・災害時に必要となる費用（復旧費用、従業員の給与等）と対応資金（保険金、内部留保等）を比較し、不足額がどの程度あるのか確認すること  ・損害保険等については、現在の加入内容を確認し、必要に応じて見直  しを検討すること  ※水災や地震等の想定される災害が補償されるタイプの保険であること  ※建屋だけでなく、生産設備や商品・製品等の被害への補償並びに事業中断による売上損失の補償について検討してあること  ※サイバー対策に平時・有事双方で備える保険への加入を検討してあること |
| □ | ５ | 今後は必要に応じて事業継続力強化計画を見直すとともに、実際に被災した場合を想定して、計画実施期間内は毎年、継続的に社内研修・訓練を実施します。  ＜確認ポイント＞  ・被災時に活用できる計画となるよう、定期的な社内研修・訓練の計画を立てること |
| □ | ６ | 今回の認定は、１回目（初めて）の事業継続力強化計画です。  ＜確認ポイント＞  ・２回目以降の新たな申請による認定、現在の事業継続力強化計画の実施期間中の申請による認定は対象外 |
| □ | ７ | 今回が１回目（初めて）の支援金の申請です。  ＜確認ポイント＞  ・同一事業者からの支援金の申請は１件が上限 |
| □ | ８ | 次の（ア）～（サ）の全てを満たしています。  (ア)山梨県の県税の滞納がないこと。  (イ)宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等でないこと。  (ウ)暴力団又は暴力団員の統制下にある団体等でないこと。  (エ)風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律で規制される性風俗関連特殊営業でないこと。  (オ)営業に関して必要な許認可等を取得していること。  (カ)過去に国、都道府県、市町村等からの補助、助成、給付等に関し、不正等の事故を起こしていないこと。  (キ)過去２年以内に銀行取引停止処分を受けていないこと。  (ク)過去６か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していないこと。  (ケ)次の申立てがなされていないこと。  （ⅰ）破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条に基づく破産手続き開始の申立て  （ⅱ）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条に基づく更生手続開始の申立て  （ⅲ）民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づく再生手続開始の申立て  (コ)債務不履行により、所有する資産に対し、仮差押命令、差押命令、保全差押又は競売開始決定がなされていないこと。  (サ)事業内容に関係する法令・条例・規則等を遵守していること。 |
| □ | ９ | 申請書類に記載された内容に虚偽が判明した場合や、支給条件を満たさなくなった場合は、支援金の返還及び加算金の支払いに応じます。 |

　令和　　年　　月　　日　　 山梨県商工会連合会会長　殿

住　　　所

（ふりがな）

法　人 名

（ふりがな）

代 表 者 氏 名　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　 　　㊞

代 表 者

性　　別 （　男　・　女　） 生年月日 （昭和・平成） 　　年 　　月　　 日

**連絡先**

※申請の担当をする者を記入

所属・役職：　　　　　　　　　　　　　　氏名：

固定電話：　　　　　　　　　　　　　　携帯電話：

ＦＡＸ：

E-mail：

**Ⅲ.事業継続力強化計画策定支援事業の流れ**

|  |
| --- |
| ①セミナー受講  **山梨県が指定するセミナー**  ③事業継続力強化計画認定電子申請  ②策定支援  ④認定（４５日程度）  **関東経済産業局**  ⑥支援金の支払い  （HP公表）  ⑤支援金申請書提出  **支援金事務局**  **（山梨県商工会連合会）**  **各商工会・各商工会議所**  **山梨県中小企業団体中央会**  **東京海上日動火災保険（株）**  **中小企業者等** |

山梨県商工会連合会

事業継続力強化計画策定支援金事務局

〒４００－００３５　甲府市飯田２－２－１　中小企業会館３Ｆ

ＴＥＬ：０５５－２３５－２１１５

※本申請要領および下記のホームページ掲載情報をご覧いただき、その上で

ご不明な点等がございましたら、お問い合わせください。

○ 問合せ対応時間：9:00～12:00、13:00～17:00（土日祝日除く）

※また、下記特設ホームページにて、本申請要領をダウンロードいただけます。

ＵＲＬ

<http://www.shokokai-yamanashi.or.jp/info/jigyou_keizoku.html>